

前期分授業料特別免除申請のしおり

新入生用

鳴門教育大学
学生課学生生活支援係

I. 対象者

教育公務員特例法第26条の規定による大学院修学休業制度又は教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用して修学する者

II. 申請手続

- (1) 提出方法 原則として「書留」で郵送

封筒の表には「授業料免除申請書類在中」と朱書きしてください。
直接窓口への持参による受付も可能ですが、窓口が混雑しますので
郵送での手続きにご協力願います。直接持参する場合の受付時間は、
午前8時30分から17時15分までとします。(ただし、土日祝日は除く。)

- (2) 提出期限 **平成30年3月23日(金)(必着)**
期限を経過したものは受理できません。

- (3) 提出先 〒772-8502 鳴門市鳴門町高島字中島748
鳴門教育大学学生課学生生活支援係

- (4) 結果通知 学生掲示板にて周知(5月下旬予定)し、学生課学生生活支援係窓口にて選考結果通知書を交付します。

- (5) 注意事項 授業料免除は、結果が判明するまでは授業料の徴収が猶予になります。
授業料免除又は授業料免除申請をしようとする者が**授業料を納付した場合は、授業料免除の資格を失います。**

III. 提出書類及び注意事項

- (1) 授業料特別免除申請書

- (2) 当該申請者の任命権者等が大学院修学休業制度又は教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用して本学で修学することを許可する書類
(具体的には、教育委員会が発行した大学院修学休業制度又は教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用する旨を記載した辞令等の写し)

申請時に証明書類を提出できない場合は、「大学院修学休業制度を利用することを証明する書類の提出に係る誓約書」又は「教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用することを証明する書類の提出に係る誓約書」を申請時に提出し、後日、証明書類を学生課学生生活支援係に提出してください。

- (3) 適用条令の写し

- (4) 長3封筒(宛名欄に自分の所属予定の専攻・コース名及び氏名を記入したもの)

授業料特別免除（前期分）のフローチャート

申請書類のダウンロード

<http://www.naruto-u.ac.jp/campuslife/01/002.html>

申請期限

平成30年3月23日(金)まで

原則として書留で郵送（申請期限までに**必着**のこと）
直接持参する場合の受付時間は、午前8時30分から
17時15分までとします。（ただし、土日祝日は除く。）

書類に不備がないように注意してください。

※授業料免除の選考結果が判明するまでは、授業料
の納付が猶予になります。
授業料免除を申請していても、選考結果通知書が
交付される前に授業料を納付した場合は、授業料
免除の資格を失いますので、ご注意ください。

審査結果通知
平成30年5月下旬

学生掲示板で通知
学生課学生生活支援係窓口で通知書交付

免除不許可

免除許可

半額免除

又は

全額免除

授業料全額納付

授業料半額納付

提出書類により取得した個人情報、授業料免除者選考の事務手続きのために
利用し、その他の目的には利用されません。

授業料特別免除申請書

平成 年 月 日

鳴門教育大学長 殿

所 属

平成 30 年度入学

氏 名

下記により授業料免除を受けたいので、許可くださるよう
関係書類を添え、申請します。

記

1. 平成 30 年度 (前期分) ・ ~~後期分~~)
2. 免除を受けたい理由 (詳細に記入のこと。)

大学院修学休業制度を利用することを 証明する書類の提出に係る誓約書

平成 年 月 日

学生生活支援係長 殿

所 属

氏 名

大学院修学休業制度を利用することを証明する書類は、
平成 年 月 日に発行されますので、発行され次第至急
提出いたします。

※発行予定日を確認し記入の上、提出してください。

教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用 することを証明する書類の提出に係る誓約書

平成 年 月 日

学生生活支援係長 殿

所 属

氏 名

教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用することを証明
する書類は、平成 年 月 日に発行されますので、発行
され次第至急提出いたします。

※発行予定日を確認し記入の上、提出してください。